

入札説明書

美濃園（ごみ処理施設）環境測定業務

令和6年11月

香芝・王寺環境施設組合

入札説明書

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

1. 競争入札に参加する者に必要な資格

一部事務組合である香芝・王寺環境施設組合（以下「本組合」という。）を組織する香芝市及び王寺町（以下「組合構成市町」という。）のいずれかにおいて、令和6年度の競争入札参加資格者としての登録を有する者のうち、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 次の通り、同種業務を元請けとして受注した実績があること。

①ごみ焼却施設のダイオキシン類の調査業務受注実績

平成26年4月1日以降において、国または地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が発注した一般廃棄物処理施設ダイオキシン類の調査の元請け実績を2件以上有すること。（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表構成員としての実績に限り有効とする。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 公告日から落札決定までの間に、本組合又は組合構成市町から物品役務の契約に係る入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であ

っても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 本組合及び組合構成市町が締結する契約における暴力団排除措置条項に規定される排除措置対象者に該当しない者であること。

(8) 納税義務の生じた税等を滞納していないこと。

2. 競争入札参加の申込み及び参加資格の確認

(1) 一般競争入札への参加申込みについて

この入札に参加を希望する者は、下記により競争入札参加申込書を提出してください。入札公告に記載の期日までに参加申込書の提出がない場合は入札に参加できません。

- ・提出書類 : 競争入札参加申込書(様式1)
- ・提出方法 : 入札公告に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。電子メール送信後、本組合事務所に電話にて受信確認を行ってください。
- ・確認結果 : 競争入札参加申込書(様式1)を審査し資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し電子メールにより回答します。確認できない場合も、電子メールによりその旨を回答します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料の提出について(事後審査)

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施しますので、競争入札参加資格確認申請書(様式2)及び添付資料を、次の通り提出してください。なお、参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

- ・提出方法 : 持参により提出してください。郵送、宅配便等による送付によるものは受け付けません。
- ・提出書類 : 競争入札参加資格確認申請書(様式2)
競争入札参加資格確認申請書(様式2)に記載する添付資料
- ・提出場所 : 下記「1 1. 入札に関する問い合わせ先」記載のとおり

(3) その他

- ① 提出された競争入札参加申込書等は、落札者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供の対象となります。
- ② 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ③ 競争入札参加資格確認申請書等の提出後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。
- ④ 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

3. 現地確認及び質疑応答について

- (1) 現地確認を希望する場合は、令和6年11月21日（木）午後3時までに電子メールにてご連絡ください。期間内にお申込みいただいた希望者については、別途、日程調整を行います。
- (2) 仕様書等に関する質問がある場合は、令和6年11月26日（火）午前9時から正午の間に質問書をご提出ください。なお、提出方法は、電子メールに限り受け付けますので、電子メールの件名には入札件名を明記してください。また、提出については、まとめて1回とし、電子メール送信後、本組合事務所に電話にて受信確認を行ってください。（質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。）

質問があった場合は、令和6年12月2日（月）午後5時までにホームページに回答書を掲載します。（質問が無い場合は、回答書の掲載は行いません。また、質問の受付について、競争入札参加申込書の提出者からの質問のみを有効なものとして取扱います。）

※送付先メールアドレス及びホームページアドレスは入札公告に記載の通りです。

4. 入札の方法等

(1) 郵便による入札

開札日前日までに、〒639-0261 香芝市尼寺6 1 5 番地 香芝・王寺環境施設組合 事務局宛に一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注）郵送日は開札日前日から10日前までの間とします。なお、当該書留郵便の表面に「入札書」と朱書きしてください。

(2) 開札の立ち会い

- ① 入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立会うことができます。
- ② 立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。

この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。また、同一の入札において、2者以上の代理人となることもできません。

- ③ 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合して下さい。
※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

(3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立

会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

(4) 入札回数等

入札回数は、1回とします。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札に付することがあります。再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

なお、当初の入札において、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(5) 入札書記載金額について

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載してください。

5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 香芝・王寺環境施設組合契約規則（平成13年規則第1号）第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本組合により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

6. 落札候補者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で適正な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

7. 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は香芝市、王寺町いずれかの入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

この場合において、落札者に損害が生じても、本組合は一切の損害賠償の責めを負いません。

8. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じません。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (10) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内

